第1節　応急の復旧

市が設置する施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生した場合において、一時的な修繕や補修など、応急の復旧に関して必要な事項を定める。

1 応急の復旧の原則

(1) 応急の復旧の実施　　法第139条、県P. 108

第3章で個別に定める応急の復旧のほか、市は、武力攻撃災害によって被害が生じた市が設置する施設及び設備について、その機能を暫定的に回復するため、以下の①及び②に該当する場合に、必要な修繕等の応急の復旧のための措置を実施する。

① 現に武力攻撃が行われていない場合で、新たな武力攻撃が行われる可能性がない場合及び避難の指示が解除された場合

② ①に掲げる以外の場合で、市が実施している国民保護措置の状況、武力攻撃の現状と予測及びその施設等の応急の復旧の必要性などを考慮し、特に必要と認める場合

(2) 県に対する支援要請　　法第140条

市は、応急の復旧のための措置の実施にあたり必要がある場合、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他の必要な措置に関し、県に対して支援を求める。

2 水道及び下水道施設の応急の復旧　　法第139条、県P. 108

市は、武力攻撃災害が発生した場合、市が管理する水道及び下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、その被害の状況に応じて、施設を早期に回復するため、以下の(1)及び(2)に掲げる措置を実施する。

(1) 水道施設等の応急復旧

水道施設及び工業用水道施設における断水又は汚染による影響を最小限にするため、必要に応じて、以下の①から④に掲げる措置を実施する。

① 浄水場が停電した場合における発電機による電力の確保

② 水道水が汚染した場合における施設の洗浄及び消毒

③ 配水管が破損した場合における送水の一時制限及び応急給水の実施

④ 他の水道事業体との協定に基づく連絡間による隣接水道事業者等からの給水の確保

⑤ その他水道施設等の復旧に必要な事項

（2）下水道施設の応急復旧

被害を受けた下水管きょ及びポンプ施設の排水機能の回復及び処理施設の被害に伴う放流先の水質改善のため、必要に応じて、以下の①から③に掲げる措置を実施する。

① 下水処理場又はポンプ所が停電等により停止した場合における、雨水排水の機能確保及び汚水の滅菌処理

② 管きょ、下水処理場又はポンプ所が破損した場合における連絡管による他の下水処理場等への送水

③ その他、下水道施設等の復旧に必要な事項

3　交通施設の応急の復旧　　法第139条、県P. 108

市は、武力攻撃災害が発生した場合、市営交通施設について速やかに被害の状況を把握するとともに、その被害の状況に応じ、住民の移動手段を早期に確保するため、必要に応じて、以下の①から⑦に掲げる措置を実施する。

① 武力攻撃災害の状況に応じた徐行運転又は運転停止の措置

② 安全な場所への乗客の避難誘導

③ 車両が被災した場合における応急の復旧・修理

④ 復旧可能路線からの運行の順次再開

⑤ 代替輸送

⑥ 利用者に対する情報提供

⑦ その他、地下鉄・市バスの復旧に必要な事項

4　市立病院等における医療の確保　　法第139条、県P. 108

市は、武力攻撃事態等において、市が設置する医療機関における医療の確保のため、救急患者等の収容体制を確保するほか、必要に応じて、以下の①から⑥に掲げる措置を実施する。

① 医療施設の安全性の確保

a）医療機器等の動作確認

b）ベッドの損傷の有無の確認

c）衛生の確保

② 薬剤又は治療材等の確保

③ 非常用発電機及び燃料の確保

④ 応急給水用水の確保

⑤ 食糧、飲料水等の確保

⑥ その他、医療の確保に必要な事項

5　輸送路の優先的な確保に必要な応急の復旧　　法第139条、県P. 108

（1）道路の応急の復旧

市は、市が管理する道路について、速やかに被害の状況を把握す

るとともに、その状況に応じて、輸送路を優先的に確保するため、障害物の除去等、道路の応急の復旧に必要な措置を実施する。

(2) 道路占用者との相互協力

市は、武力攻撃災害により、道路施設及び占用物件が損壊した場合、名古屋市道路占用調整協議会保安対策部会の活用例などを参考に、必要に応じて、道路占有者との間で復旧の方法等について情報交換を行うとともに、道路占用者と相互に協力し、道路機能の早期回復のため、応急の復旧に必要な措置を実施する。

(3) 他の道路管理者等との相互協力

市は、武力攻撃災害により道路が損壊した場合、必要な交通の確保のため、国土交通省及び県と連携し、道路復旧についての情報交換及び必要な資機材の確保等に努める。また、道路の応急の復旧に合わせ、他の自治体が管理する道路及び港湾、市営交通以外の鉄道事業者が管理する交通施設の応急の復旧が行われるよう情報交換を行う。

(4) 建設機械等の確保

市は、応急の復旧を実施するために必要な建設機械及び運転・操作要員について、既存の協定または新たに締結した協定などにより、市域内の建設業者が保有している主な建設機械器具等の種類別能力、数量、所有者、所在、運転・操作要員等の実態を把握し、直ちにそれらの調達又は動員ができる体制を整備する。また、応急の復旧に必要な資機材について、あらかじめ確保している資機材及び民間における在庫量を把握し、その調達体制を整備する。

6 管理する施設等の緊急点検等　　法第139条、県P. 108

(1) 市が設置する公共施設等における緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合、その管理する施設及び設備の被害状況の把握のため緊急点検を実施するとともに、その施設及び設備の応急の復旧のため、必要に応じて、以下の①から③に掲げる措置を実施する。

① 国民保護措置の実施に必要な執務スペースの確保
② 施設内におけるライフライン施設等の動作確認
③ その他、施設及び設備の応急の復旧に必要な事項

(2) 通信機器の応急の復旧

① 市は、武力攻撃災害の発生により、第3章第2節第7項に定める通信機器に被害が生じた場合、予備機の使用、情報連絡員の活　　P. 79へ

用等、代替手段の確保に努めるとともに、通信機器の種類に応じて、その所管局室区において応急の復旧に必要な措置を実施する。

② ①に掲げる措置を実施しても、その通信機器になお障害がある場合、速やかにその状況を県に連絡する。

第2節　武力攻撃災害の復旧

市域内で発生した武力攻撃災害の復旧に関して、その基本的な考え方などの必要な事項を定める。

1　復旧の考え方

法第141条、県P. 109

（1）市の基本的方針

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備することとされている。また、特に大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。これらのことから、市は、国が示す方針等に基づき、県と連携して武力攻撃災害の復旧を実施する。

（2）市が設置する施設及び設備の復旧

地域防災計画準拠

市は、武力攻撃災害により、市が設置する施設及び設備が被災した場合、被災の状況や周辺地域の状況等を勘案しつつ、可能な限り迅速な復旧を行う。その際、地域の実情等を勘案し、重要度、緊急度の高い施設及び設備から復旧を行うよう、県と連携し、当面の復旧の方向を定める。

（3）災害復旧に必要な財源の確保

地域防災計画準拠

市は、市域内で発生した武力攻撃災害について、速やかに復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。

2　災害復興計画の策定

法第141条、県P. 109

地域防災計画準拠

市域内で武力攻撃災害が発生した場合、市は、早期に対応すべき復旧計画を踏まえながら、被害状況等に応じて、長期的視野に立った総合的な基本計画及び都市計画に基づく復興計画を策定することが考えられる。このため、地域防災計画の定めなどを参考に、すみやかに復興計画を策定できるよう全庁的な体制を整備するとともに、できる限り速やかに、復興に向けての基本方針を住民に示すよう努める。

第3節　費用の支弁等

国民保護措置の実施に要した経費について、その支弁や国に対する請求のほか、損失補償、実費弁償、損害補償などに関して必要な事項を定める。

1　費用の支弁、国への負担金の請求

県P. 109

(1) 措置に要する費用の支弁の原則

法第164条

市は、法律に特別の定めがある場合を除き、国民保護措置の実施や市国民保護計画の作成、同計画に基づく訓練の実施、物資の備蓄などについて、市が責任を有するものの費用を支弁する。

(2) 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

法第165条①

市が、他の地方公共団体の長等から以下の①から④に掲げる応援を受けた場合、市は、その応援に要した費用を支弁する。

① 他の市町村又は都道府県から、国民保護措置を実施するために必要な応援を受けた場合　法第17条①　法第18条①

② 厚生労働大臣の指示により、都道府県知事から、本市の救援に関する措置の実施に必要な応援を受けた場合　法第86条

③ 市において武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、消防庁長官の指示を受けた愛知県知事以外の都道府県知事から、消防の応援又は支援を受けた場合　法第119条①②

④ 市において武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、消防庁長官の指示に基づき、愛知県知事以外の都道府県知事の指示を受けた市町村長から、消防機関の職員の応援出動等の措置を受けた場合　法第119条③

⑤ 市において武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、消防庁長官の指示を受けた本市以外の市町村長から、消防機関の職員の応援出動等の措置を受けた場合　法第119条④

(3) 費用の立替え支弁

法第165条②

市が費用を支弁するいとまがない場合、市は、応援した市町村長又は都道府県知事に対し、本項(2)の定めに基づき支弁しなければならない費用を、一時的に立て替えて支弁するよう求める。

(4) 国への負担金の請求

法第168条①②

市は、本項(1)及び(2)の規定に基づき支弁した措置に要する費用のうち、以下の①から⑥に掲げる費用について、国に対して負担金を請求する。

① 以下のa)からc)に掲げる費用のうち、その措置の実施に通常要すると認められる費用

a) 住民の避難に関する措置に要する費用

b) 避難住民等の救援に関する措置に要する費用

c) 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用

※ 避難途中の救援及び救援の実施にあたって要した費用については、厚生労働大臣が定める程度、方法及び期間の範囲内で要した費用とされている。　法施行令第47条

② 市国民保護計画に基づき市が負担した損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用

※ ただし、市に故意又は重大な過失がある場合を除く。

③ 市職員の給料及び以下に掲げる手当を除く市職員の手当　法施行令第48条

扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、義務教育等教員特別手当、定時制教育手当、産業教育手当、退職手当

※ 市職員の給料は市の負担とされている。

④ 市の管理及び行政事務の執行に要する費用のうち、国民保護措置の実施により増加又は新たに必要となった消耗品、通信費その他の費用　法施行令第49条

⑤ 市が施設の管理者として行う事務に要する費用のうち、その施設の維持管理に通常要すると認められる費用以外の費用　法施行令第50条

⑥ 指定行政機関、指定地方行政機関と市とが共同で行う訓練に係る費用

※ 共同訓練に従事する市職員の給料及び手当、経常的に必要となる消耗品費や通信費などの事務費、施設の維持管理に通常要する費用を除く。

(5) 関係書類の保管

市は、国民保護措置の実施に要した費用の支出に当たり、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償　県P. 109

(1) 国民の権利利益の迅速な救済　法第6条、県P. 101

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償等、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、救済の対象となる措置を実施若しくは担当する部（局室区）に、その手続きに必要な申請等の窓口を設置する。

(2) 損失補償、実費弁償及び損害補償の手続等

① 損失補償

法第159条①
法施行令第40条

市は、国民保護法に基づく物資の収用及び保管、土地等の使用、応急公用負担等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失について、以下に掲げる手続等に従い損失を補償する。

○ 損失の補償を受けようとする者は、以下のa)からe)に掲げる事項を記載した損失補償申請書を市長に提出する。
- a) 損失の補償を受けようとする者の氏名及び住所
  (法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- b) 請求額及びその明細
- c) 損失の発生した日時又は期間
- d) 損失の発生した区域又は場所
- e) 損失の内容

○ 必要事項が記載された損失補償申請書を受理したとき、市長は、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを申請した者に通知する。

② 実費弁償

法第159条②
法施行令第41条、42条

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対し、国民保護法施行令第41条で定められている基準及び以下に掲げる手続等に従い実費を弁償する。

○ 実費の弁償を受けようとする者は、以下のa)からd)に掲げる事項を記載した実費弁償申請書を市長に提出する。
- a) 実費の弁償を受けようとする者の氏名及び住所
- b) 請求額及びその明細
- c) 医療に従事した期間及び場所
- d) 従事した医療の内容

○ 必要事項が記載された実費弁償申請書を受理したとき、市長は、弁償すべき実費の有無及び実費を弁償すべき場合には弁償の額を決定し、遅滞なく、これを申請した者に通知する。

③ 損害補償

法第160条①②
法施行令第43条、44条

市は、市からの要請に基づき、国民保護措置の実施に必要な協力をした者及び国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行った医療関係者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、以下に掲げる手続等に従い損害を補償する。

○ 損害の補償を受けようとする者は、以下のa)からe)に掲げる事項を記載した損害補償申請書を市長に提出する。
a) 損害の補償を受けようとする者の氏名及び住所
b) 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の氏名及び住所
c) 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所
d) 負傷、疾病又は死亡の状況
e) 死亡した場合にあっては、遺族の状況
○ 必要事項が記載された損害補償申請書を受理したとき、市長は、補償すべき損害の有無及び損害を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なく、これを申請した者に通知する。

(3) 国民の権利利益に関する文書の保存　県P. 109

国民の権利利益の救済を確実に行うため、市は、公用令書の写しなどの国民の権利利益の救済の手続に関連する文書を、市行政文書規程（昭和54年達第8号）等の定めにより適切に保存するとともに、武力攻撃災害によるそれらの文書の逸失等を防ぐため、安全な場所に確実に保管するよう努める。

なお、武力攻撃事態等が継続している場合や国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には、関係する文書の保存期間を延長する。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、国民保護法に基づく県国民保護対策本部長による総合調整、及び県知事による指示に基づき措置を実施した結果、その措置に従事した市職員又は措置の用に供した市の財産が武力攻撃災害による損失を受けたとき、市の責めに帰すべき事由によるものを除き、県国民保護対策本部長（県対策本部が廃止された後にあっては県知事）に損失を発生させた武力攻撃災害の状況を通知し、県に対し損失の補てんを請求する。

法第161条②
法第29条①
法第67条②
法第69条②
法施行令第45条②
法施行令第46条③

第1　武力攻撃事態等への対処のための国における手続等

図（No. 3-1-1）　武力攻撃事態等対策本部の設置まで（事態対処法第9条から第11条）

武力攻撃事態等の発生

対処基本方針の策定

政府は、武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）を定める。

対処基本方針に定める事項

① 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及びその認定の前提となった事実
② その武力攻撃事態等への対処に関する全般的に方針
③ 対処措置に関する重要事項

【対処基本方針の策定手続】

対処基本方針案の作成（内閣総理大臣が作成）
↓
閣議決定（対処基本方針の策定）→ 対処基本方針の公示
↓
国会の承認の求め
↓
（承認）その旨を公示　／　（不承認）対処措置を終了

武力攻撃事態等対策本部の設置

対処基本方針が定められたとき、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部を設置する。

※ 対策本部の名称、設置場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示する。

【武力攻撃事態等対策本部の組織】

本部長	内閣総理大臣
副本部長	国務大臣をもって充てる
本部員	対策本部長及び対策副本部長以外の全ての国務大臣

※ 武力攻撃事態等対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長その他の職員、関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第2　国民保護措置の仕組み（県国民保護計画の記載を基に作成）

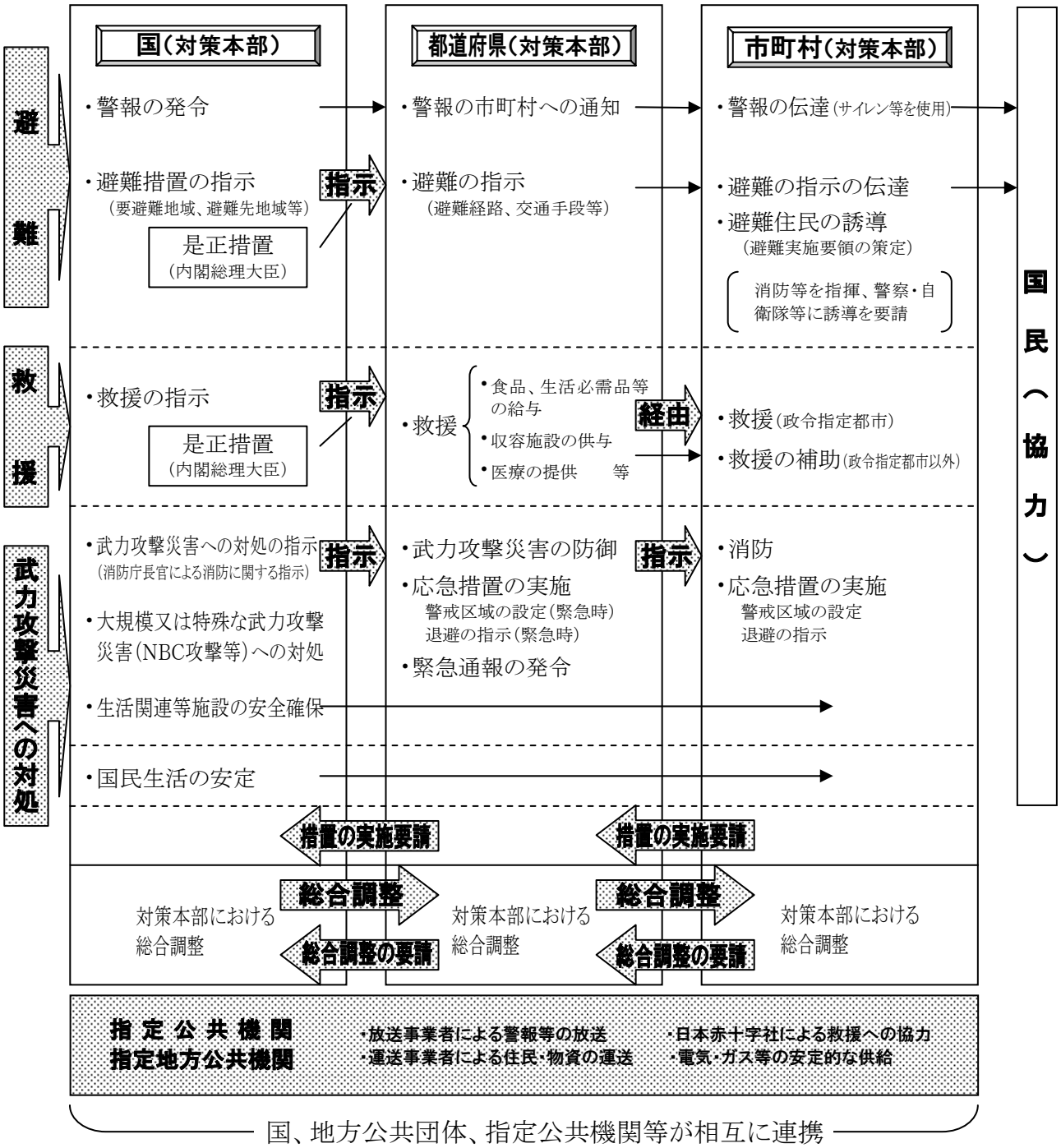

※　緊急対処保護措置についても、上記と同様の枠組みで実施される。
ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

第3 警報等の伝達等に関する国及び県の主な措置

図（No. 3-4-1）　警報の発令から住民等への伝達まで（法第44条～50条）

【警報の発令】 武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときに、武力攻撃事態等対策本部長が発令する。

【警報の内容】 ○武力攻撃事態等の現状及び予測　○武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域　○住民及び公私の団体に対し周知すべき事項

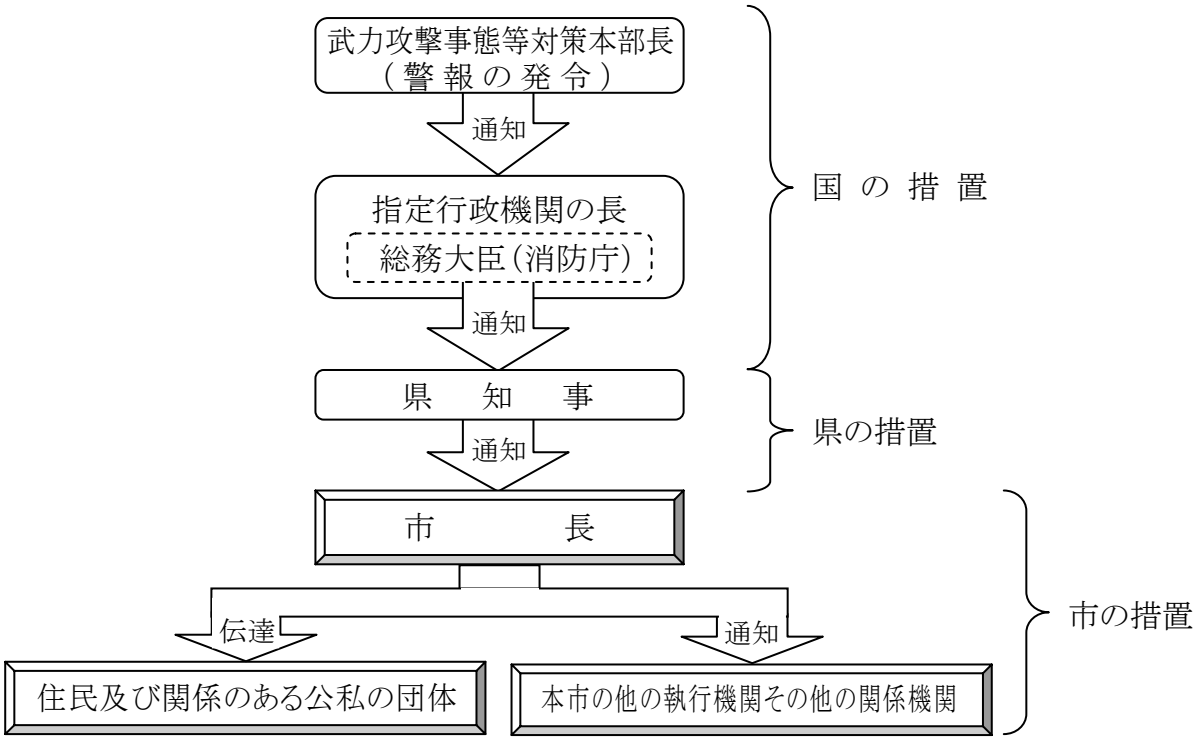

国の主な措置	県の主な措置	市の主な措置
【武力攻撃事態等対策本部長】 指定行政機関の長に警報の内容を通知する。		
【指定行政機関の長】 指定地方行政機関の長等に警報の内容を通知する。 【総務大臣】 都道府県知事に警報の内容を通知する。	○ 県内市町村長及び県の他の執行機関その他の関係機関に警報の内容を通知する。 ○ 学校、病院その他多数の者が利用する施設の管理者への警報等の内容の伝達に努める。	○ 市の他の執行機関その他の関係機関に警報の内容を通知する。 ○ 住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

図（No. 3-4-2）　避難措置の指示（法第52条、53条）

【避難措置の指示】 警報を発令した場合に、住民の避難が必要であると認めるときに、武力攻撃事態等対策本部長が指示する。

【避難措置の指示の内容】 ○要避難地域　○避難先地域　○関係機関が講ずべき措置の概要

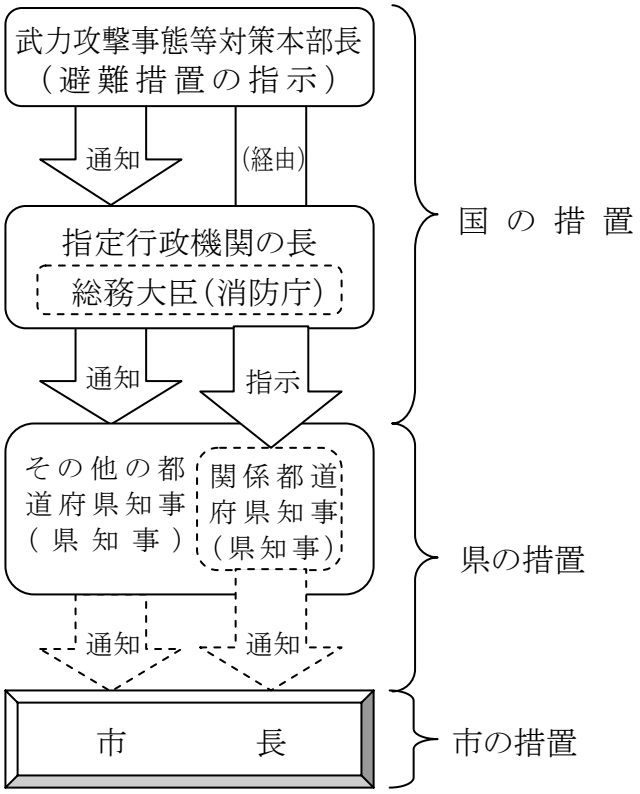

国の主な措置	県の主な措置
【武力攻撃事態等対策本部長】 ○ 要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に、総務大臣を経由して避難措置の指示をする。 ○ 指定行政機関の長に避難措置の指示の内容を通知する。	○ 県内市町村長及び県の他の執行機関その他の関係機関に避難措置の指示の内容を通知する。 ○ 県内の要避難地域の住民に対し避難の指示をする。 ○ 県内の避難先地域において避難住民の受け入れのための措置を行う。
【指定行政機関の長】 指定地方行政機関の長等に避難措置の指示の内容を通知する。 【総務大臣】 要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事以外の都道府県知事に避難措置の指示の内容を通知する。	

図（No. 3-4-3）　避難の指示（県の区域を超えない避難の場合）（法第54条、55条）

【避難の指示】　武力攻撃事態等対策本部長から避難措置の指示を受けた都道府県知事が指示する。

【避難の指示の内容】　○国から示される避難措置の指示の内容　○主要な避難の経路　○交通手段その他の避難の方法

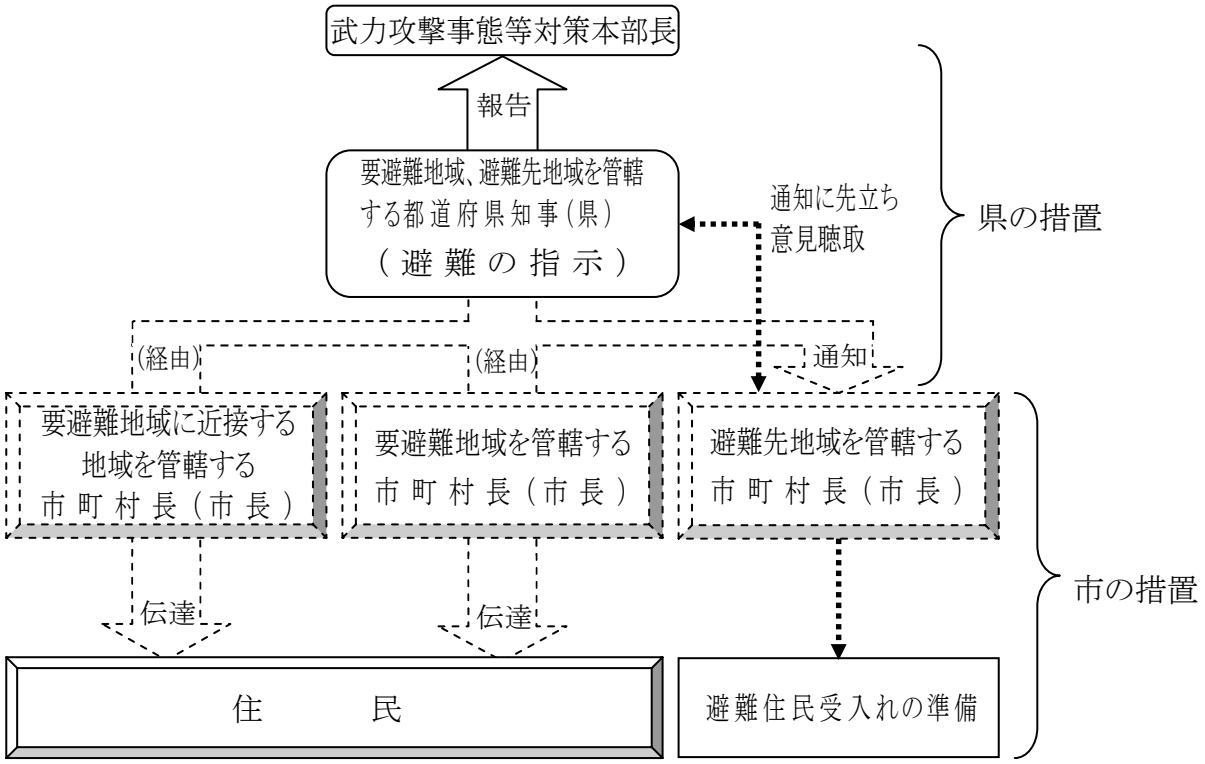

1　必要となる主な措置

（1）要避難地域を管轄する場合

県による主な措置	市による主な措置
要避難地域を管轄する市町村長を経由して、その要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示する。	避難住民の誘導を開始
要避難地域に近接する地域の住民の避難も必要と判断する場合は、その住民へも避難を指示する。	

（2）避難先地域を管轄する場合

県による主な措置	市による主な措置
避難先に指定都市の区域が含まれるときは、あらかじめ市長の意見を聴く。	
避難先地域を管轄する市町村長に対して、避難住民の受け入れのための体制を早急に整備できるよう、避難の指示を優先して通知する。	避難住民の受け入れ、救援の実施に向けた体制の整備

2 避難の方法を定めるにあたっての基本的な考え方（県国民保護計画より抜粋）

（1）避難先地域がその市町村内又は隣接市町村の場合

○ 避難の方法は、徒歩を基本とする。

○ 鉄道、バス等の交通機関が利用可能な場合は、徒歩に合わせて当該交通手段を示すものとする。

（2）避難先地域が上記以外の広域的な場合

○ 避難の方法は、主として鉄道を交通手段として示すことを基本とする。

○ 鉄道の利用可能な最寄り駅までの間は、徒歩及び指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者等に要請して確保する交通手段によるものとする。

【参考:避難の指示（例）】

避 難 の 指 示

愛 知 県 知 事

○月○日○時現在

本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民は、下記の避難の方法に従って、避難してください。

記

1　A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・ 運送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行　○○両編成、○便予定）

○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

細部については、A市の避難実施要領による。

A市職員の誘導に従って避難する。

2　A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること。（○○時間を目途に避難を完了）。

・ 運送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、指示を待つ。

・・・以下略・・・

※　関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載

図（No．3-5-1）　避難実施要領の作成等（法第61条）

県知事より、本市住民に対し避難の指示があったとき、市長が、関係機関の意見を聴いたうえで定める。

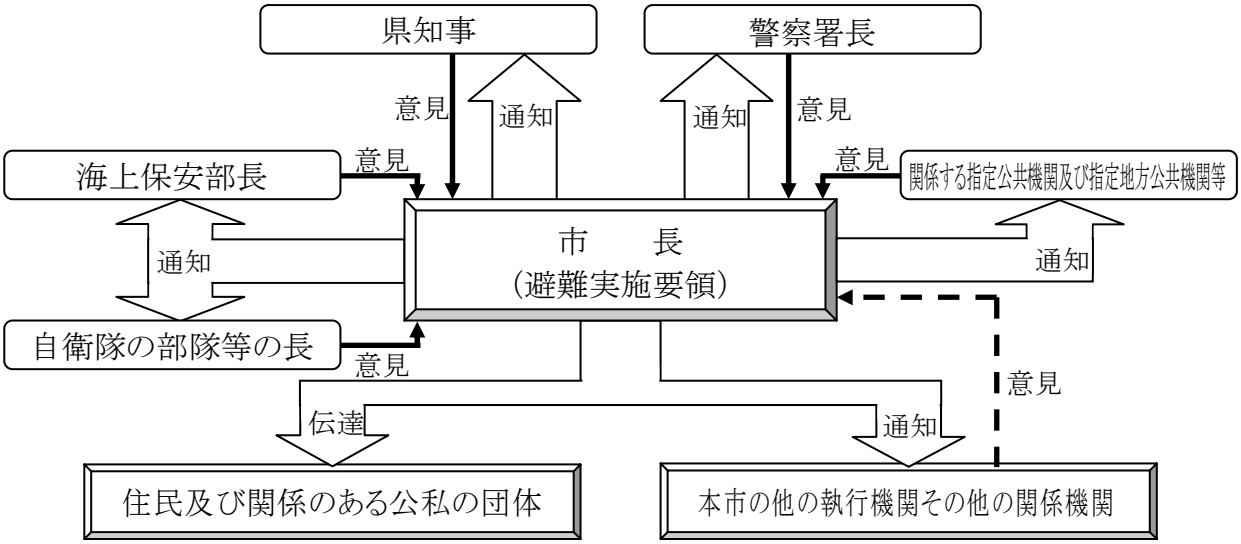

県の主な措置　（県国民保護計画からの抜粋）

県知事は、市町村長から避難実施要領を作成するにあたって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

また、県警察は、交通規制、避難経路等について、住民の効率的な避難や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

図（No. 3-5-2）　避難住民の誘導（法第62条～64条）

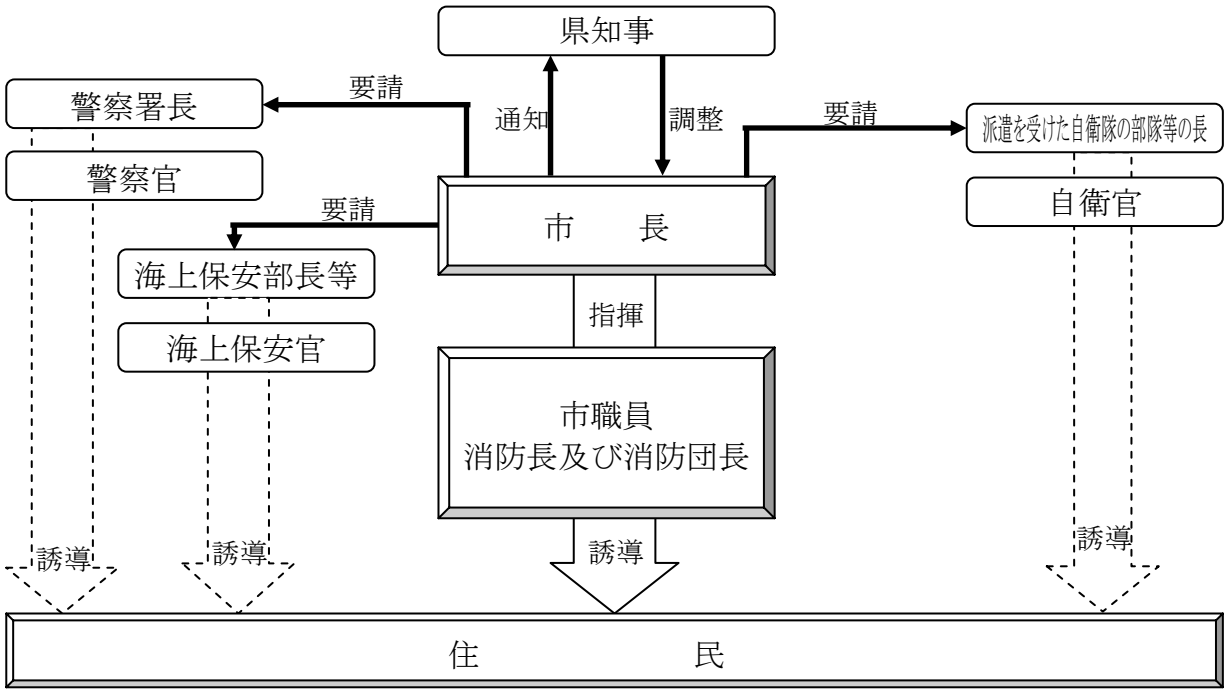

県による主な措置	市による主な措置
○ 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助 ○ 複数の市町村長からの、警察官等による避難住民の誘導の要請が競合する場合の調整 ○ 市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合の市町村長への避難誘導に関する指示 ○ 複数の市町村長による避難住民の運送の求めが競合した場合の調整 ○ 運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合の避難住民の運送の指示 ○ 要避難地域等における安全確保	○ 避難住民の誘導の実施方法など、避難住民の誘導に必要な事項を定める避難実施要領の作成 ○ 職員、消防長及び消防団長による避難住民の誘導 ○ 警察官等による避難住民の誘導の実施の要請 ○ 運送事業者である指定地方公共機関に対する避難住民の運送の求め

第4　救援に関する措置の実施に関する国及び県の主な措置

図（No. 3-6-1）　救援の指示（法第74条）

【避難の指示】 武力攻撃事態等対策本部長は、以下の①及び②に該当する場合、県知事を経由して、市に対して、直ちに所要の救援措置を講ずべきことを指示する。

① 避難措置を指示したときで、市が避難先地域を管轄している場合

② 市域内で、武力攻撃災害による被災者が発生した場合において、その被災者の救援が必要であると認める場合

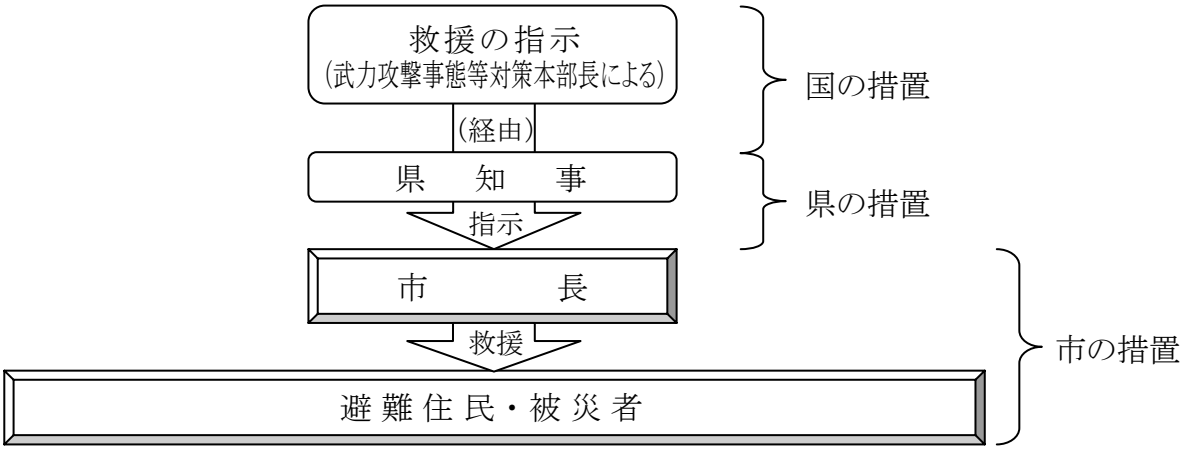

国の主な措置	県の主な措置
【厚生労働大臣】 指定都市の長が行う救援について、都道府県知事に対し、その応援を指示できる。	○ 救援の円滑な実施のため、市長と事前に活動内容についての調整を行い、緊密に連携して救援を行う。 ○ 複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、緊急物資の運送が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して自ら運送の求めを行う。
【指定（地方）行政機関の長】 救援を行う指定都市の長から、救援を行うための支援を求められたときは、救援にかかる物資の供給その他の必要な支援を行う。	
【内閣総理大臣】 ○ 総合調整に基づく所要の救援が指定都市の長により行われない場合で必要があると認めるとき、その指定都市の長に対し、所要の救援を行うべきことを指示できる。 ○ 上記の指示を行っても、なお所要の救援が指定都市の長により行われないとき、又は事態に照らし緊急を要すると認めるとき、その指定都市の長に通知した上、自ら又は関係大臣を指揮し、その所要の救援を行い又は行わせることができる。	

第5　武力攻撃災害への対処に関する国及び県の主な措置

図（No. 3-8-1）　武力攻撃災害への対処（法第97条）

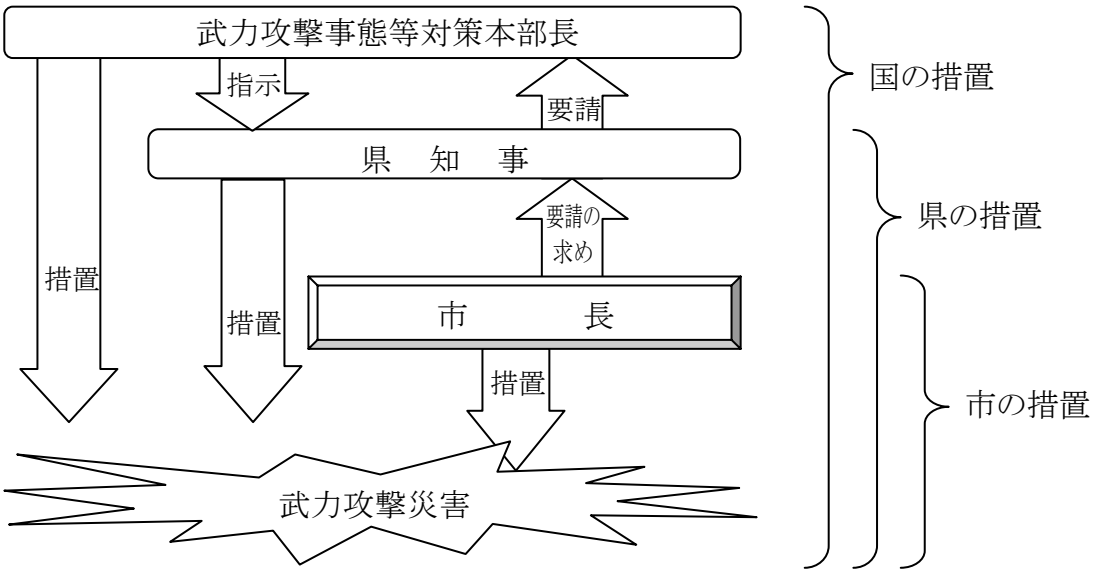

国の主な措置	県の主な措置
【国】 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、自ら必要な措置を講ずる。 【武力攻撃事態等対策本部長】 知事に対し、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示するものとする。	○ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、自らの判断により武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。 ○ 武力攻撃事態等対策本部長が特に必要があると認める武力攻撃災害への対処について、国の方針に基づき所要の指示があったとき、その指示に沿って必要な措置を講ずる。 ○ NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるために高度な専門知識、訓練を受けた人員等が必要となる場合など、その武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であるとき、武力攻撃事態等対策本部長に対し必要な措置の実施を要請する。 ○ 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があるとき、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。
【国】 生活関連等施設に係る武力攻撃災害が発生したとき、施設の管理者に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。	

図（No. 3-8-2）　消防活動　（法第117条、第119条、第120条）

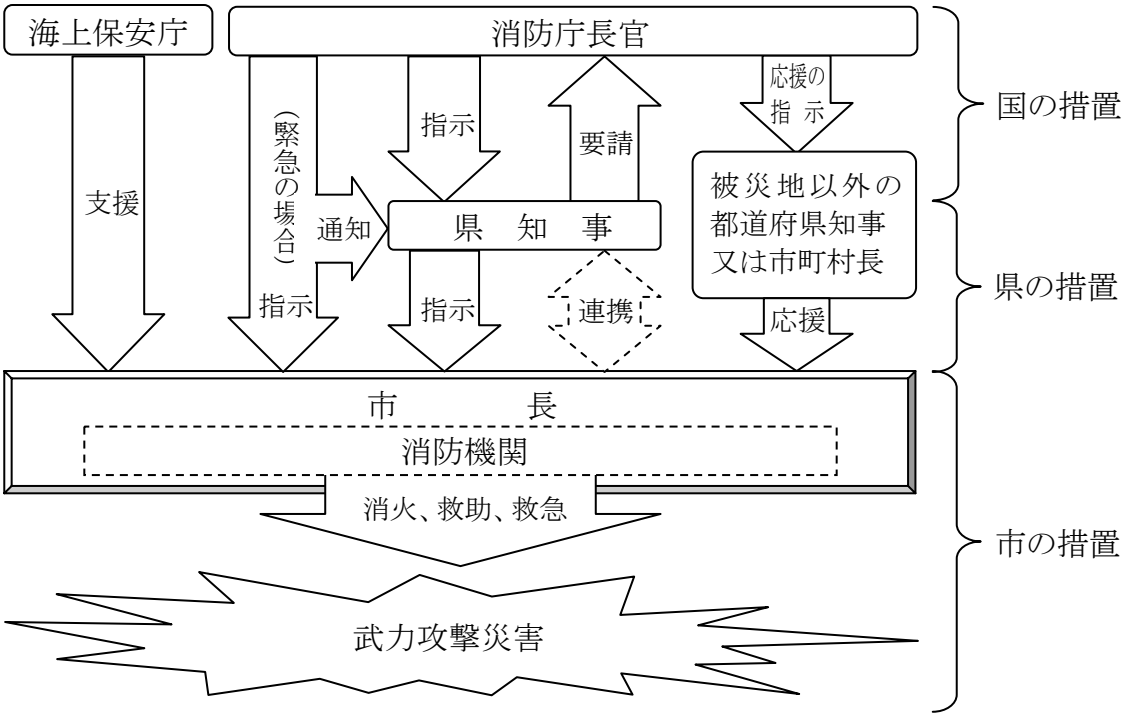

国の主な措置	県の主な措置
【消防長長官】 ○　都道府県の指示を待ついとまがないと認めるときは、市町村長に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置を講ずべきことを自ら指示する。 ○　被災市町村の消防の応援又は支援に関し、被災都道府県知事から要請があり、かつ必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県知事に対し、被災市町村の消防の応援等のため必要な措置を講ずべきことを指示する。 ○　上記の場合において、人命の救助等のため特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速に講ずる必要があると認められるとき、被災市町村以外の市町村長に対し、応援出動の措置を講ずべきことを指示する。	○　武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合で緊急の必要があるとき、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。 ○　武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。 ○　区域内の消防力のみをもってしては対処することが困難と判断する場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。 ○　本県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けたとき、必要に応じ、県内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

図（No. 3-8-3）　NBC攻撃に伴う災害への対処　（法第107条～第110条）

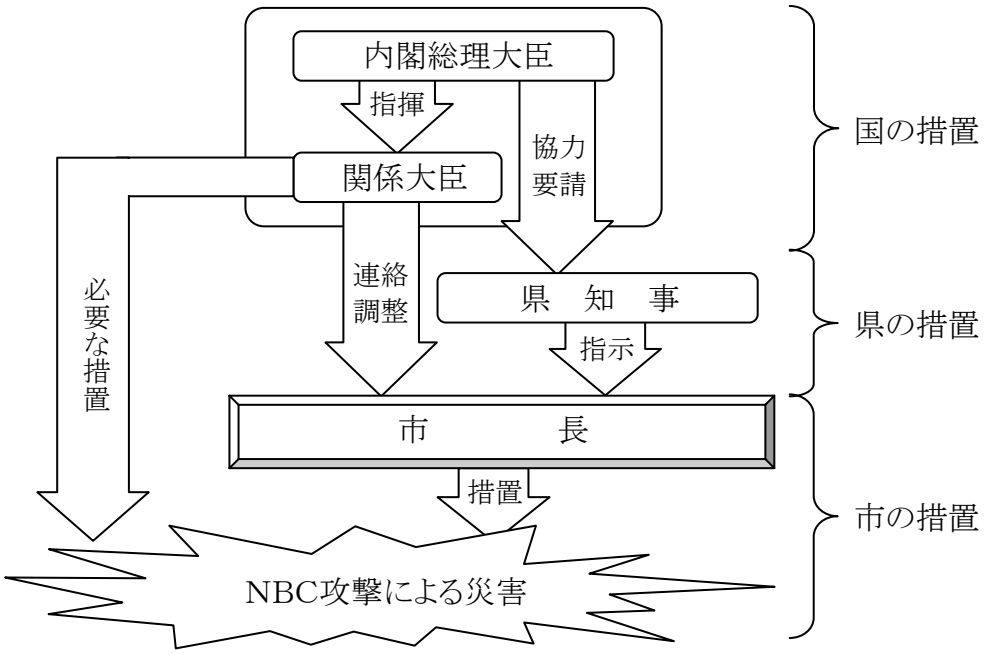

国の主な措置	県の主な措置
【内閣総理大臣】 NBC攻撃による災害が発生した場合、関係大臣を指揮して、汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは知事に協力の要請を行う。 【関係大臣】 内閣総理大臣の指揮の下、汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずることとし、この際、必要に応じ、消防機関、警察、海上保安庁、自衛隊の部隊等の関係機関と連絡調整を行うものとする。	【県】 ○ 被害の現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに退避を指示する。 ○ NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。 ○ 内閣総理大臣から汚染拡大防止のための協力の要請を受けた場合、自ら協力するとともに、市町村長、消防機関に対し必要な措置を指示し、県警察に必要な協力を要請する。 ○ 攻撃による被害の情報や必要となる人員及び物資・資材について、市、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。 【県警察】 職員の安全を図るための措置を講じた上で、応急措置として、消防機関等との関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。